



令和5年度 第4回理事会の開催

第4回理事会を令和5年10月2日(月)ANAクラウンプラザホテル松山で開催した。議題及び協議結果は以下のとおりとなった。

1. 議 題

(1) 顧問・行政懇談会について

事務局より資料に基づき、理事会後に開催される令和5年度顧問・行政懇談会について、議題は3題とし説明者は提案理事とする旨説明があり承認された。

(2) 新規会員加入及び退会の承認について

事務局より資料に基づき、正会員1社の退会について説明があり承認された。

(3) 四国八十八箇所遍路道清掃活動事業について

事務局より資料に基づき、県の不法投棄防止対策連絡協議会等と連携して実施してきたが、昨年度から遍路道と海面（海岸）清掃を交互に実施することが四国地域協議会で決定され、今年度は遍路道清掃となることから各保健所と協議を進め、現時点では松山地区不法投棄防止対策推進協議会が山間地での清掃の検討を進めているため、引き続き松山保健所と協議を進めるとの説明があり、承認された。

(4) 瀬戸内オーシャンズX海洋ごみ清掃活動について

事務局より資料に基づき、瀬戸内海洋

ごみ削減行動促進状況を踏まえ、青年部会が事業内容の通り、実際に海ごみ撤去活動に取り組むことになった場合、えひめ産業資源循環協会としても支援することが承認された。

2. 報告事項

(1) 委員会報告

事務局より資料に基づき、第2回企画広報委員会、第1回事業委員会及び第3回総務委員会並びに全産連の定時総会、理事会、各種委員会等の議事録の報告があった。

(2) その他

事務局より資料に基づき、3Rシステム事業化促進支援事業成果発表会の開催、3Rシステム事業化促進支援事業第2回審査会及び第1回検討会等について説明があり、次回理事会を12月4日(月)に開催することとなった。

また、第12回定時総会を令和6年5月29日(水) ANAクラウンプラザホテル松山を仮押さえしている旨の報告があった。



令和5年度 第3回総務委員会の開催

第3回総務委員会を令和5年8月29日(火)協会会議室で開催した。議題及び協議結果は以下のとおりとなった。

1. 議 題

(1) 顧問・行政懇談会提出議題について

事務局から、10月2日に開催する顧問・行政懇談会の提出議題について西条地区、松山地区、青年部から3題の提出がある旨説明があり、提案者等からの説明後、事務局で修正文(案)を作成することになり、以下の3議題について提出議題とすることとなった。

なお、青年部から提出された「県外産廃の今後について」については、令和2年度に同様の議題があったことから、その後のスタンスについて状況確認をすることとなった。

- ① 災害廃棄物対策への対応について(要望：西条地区、事務局提出)
- ② 安定型最終処分場の拡大変更時の取扱いについて(要望：松山地区提出)
- ③ 県外産廃の今後について(その他：青年部提出)

(2) 災害廃棄物仮置場設置運営訓練について

事務局より資料に基づき説明があり、現時点での訓練範囲、役割分担等詳細は不明であるため、9月1日に徳島県海陽町で仮置場設置訓練が実施される事も踏まえ、今後の進捗を行政を含めて情報交換、共有することとなった。

(3) 四国地域協議会での議題について

事務局より資料に基づき説明があり、

資料の通り災害廃棄物対策について理事会に諮ることとなった。

(4) 瀬戸内オーシャンズX海洋ごみ清掃活動について

事務局から資料に基づき、瀬戸内海洋ごみ削減行動促進支援基金について概要説明があり、今後のオーシャンズXの事業進捗状況を踏まえ、青年部会が事業内容の通り、実際に海ごみ撤去活動に取り組むことになった場合、えひめ産業資源循環協会としても支援することを理事会に諮ることとなった。

(5) その他

- ① 事務局職員の契約更新について、事務局より口頭で説明があり、承認された。
- ② 正会員1社より廃業のため退会の申し出があり、次回理事会に諮るとの説明があった。
- ③ 定時総会の会場の仮押さえ日程について報告があった。
- ④ 今後の予定として、11月6日 四国地域協議会開催、11月10日 全産連の全国大会開催、11月21日 新居浜市 黒島海浜公園 仮置場設置運営訓練開催との報告があった。

また、第4回総務委員会については、12月4日(月)15:30から開催、第5回理事会を同日の16:30、忘年会を17:30から開催することとなった。



令和5年度 第2回企画広報委員会の開催

第2回企画広報委員会を令和5年8月9日(水)、協会会議室で開催した。

1. 議 題

(1) 「えひめの資源循環」第18号(8月号)

企画編集について

内容について協議し、「えひめの資源循環」第18号(8月号)を8月末に発行した。

(2) ホームページについて

・アクセス解析の報告(4月~6月)

(3) その他

① 「えひめの資源循環」第19号(11月号)

の表紙について

・表表紙…11月号「南予の駅」内子の駅
岩田委員、立間の駅濱口委員
長が撮影

新年号「今治の駅」貴田委員

撮影

・裏表紙…各委員写真を1枚は提出する。

次回表紙は提出された写真の中から決める。

② 次回委員会の開催日について

・第19号(11月号)

令和5年11月7日(火)13:30~

・編集後記…貴田委員



令和5年度 第1回事業委員会の開催

第1回事業委員会を令和5年8月21日(月)、協会会議室で開催した。

1. 議 題

(1) 令和5年度講習会及び研修会計画について

事務局から資料に基づき、許可申請に関する講習会及び研修会の令和5年度計画の説明と令和4年度実績報告があり承認された。

(2) 令和5年度県外視察について

事務局から資料に基づき、東北信越地区4箇所、関東地区3箇所、関西地区1箇所、中国地区2箇所、九州地区2箇所など会員から希望があった県外の視察先について説明があり、3R検討会での検討状況なども踏まえて、引き続き事務局で視察先の検討をすることで承認された。

(3) 四国八十八箇所遍路道清掃活動事業について

事務局から各保健所と協議した結果、松山地区が山間部の遍路道周辺の清掃を実施する方向で検討している旨の説明があり、また、青年部会が清掃活動を計画している動向を踏まえ、事務局で実施場所と時期を調整する方向で承認された。

(4) 瀬戸内オーシャンズX海洋ごみ清掃活動について

事務局から資料に基づき、瀬戸内海洋ごみ削減行動促進支援基金について概要説明があり、今後のオーシャンズXの事業進捗状況を踏まえ、青年部会が事業内容の通り、実際に海ごみ撤去活動に取り組むことになった場合、えひめ産業資源循環協会としても支援する意向であるとの説明があり、承認された。



令和5年度 3Rシステム事業化促進支援事業（2）

3Rシステム事業化促進支援事業につきましては、4月から5月まで会員に対して募集しましたが、応募枠3件のところ、2件の応募しかなかったため、6月1日の第1回事業審査会にて2件を承認するとともに、6月19日を締め切りとして再募集を行いました。しかし、残念ながら再募集にも応募がなかったため、8月17日を締め切りとして、再々募集を行いました。

その結果、1件の応募があったことから、9月7日に第2回の実業審査会を開催し、応募のあった1件を承認しました。

今回1件の応募でしたが、他に何件か相談はあったものの、昨今のサプライチェーンの問題から、年度内の

事業完了が見込めないため、申請を断念された事例もありました。今後は、協会としても、極力応募時期を前倒しする等、関係機関と協議を進めてまいりますので、会員の皆様の積極的なご応募をお待ちしております。



追加採択事業

補助金の種類	補助対象事業	補助率	採択事業	補助額
3Rシステム事業化促進支援事業費補助金（会員）	イ 技術・設備導入事業 産業廃棄物の3R化及び減量化・製品化の推進に係る技術及び設備の導入	1/3以内 補助限度額 500万円	城東開発(株) ・発泡スチロール減容機 導入事業	2,349千円



令和5年度 3Rシステム等調査研究事業検討会の開催

令和5年度第1回3Rシステム等調査研究事業検討会を9月7日（木）にリジェール松山「瑞穂」において開催しました。

この検討会は、令和5年度愛媛県産業廃棄物処理業資源循環促進支援事業の助成を受け、会員企業と学識経験者及び行政関係者で構成されるメンバーが、3Rリサイクルシステムや再資源化技術について、会員アンケート調査結果を分析検討し、調査研究視察を行って循環型社会ビジネスの事業化や最新の法改正や助成制度等について取りまとめるものです。今年度は、昨年度研究を行ったプラスチック資源循環法の動向や、カーボンニュートラル等についての調査を踏まえ、その中でも、昨年度の検討会で研究を深めるよう指摘のあった、廃棄物処理におけるカーボンニュートラ

ルへの取り組みを中心に研究を進めるとともに、11月2日に「脱炭素社会における産業廃棄物処理事業の方向性」の基調講演と令和4年度の補助事業成果発表会を開催することになりました。

また、県外視察については、会員から要望のあった、焼却施設での水素回収と熱利用や廃棄物のバイオガスプラント、プラスチックの最新の選別技術を持つ施設等についての研修を検討します。

なお、法改正や国の動向等の調査や災害廃棄物についても従来どおり調査を行うこととなっております。



資源循環促進税活用事業



令和5年度 優良産業廃棄物処理業者育成研修の開催

愛媛県からの受託事業である優良産業廃棄物処理業者育成研修会を、専門の講師を招き産業廃棄物処理業者を対象に下記の日程で開催しました。

○ 産業廃棄物に係る許可手続き研修

- 開催日 令和5年8月2日(水)
開催場所 リジェール松山 (JA愛媛)
受講者数 65名
研修内容
① 開講挨拶
② 講義 「産業廃棄物に係る
許可手続き等について」
(講師 仲村正美 氏)



○ 電子マニフェスト加入促進研修 (操作体験セミナー)

- 開催日 令和5年9月6日(水)
開催場所 愛媛県生涯学習センター
受講者数 午前17名 午後20名
研修内容

- ① 開講あいさつ
② 演習「電子マニフェスト操作体験」
(JWセンター 講師 神内顕一 氏)

内容 電子マニフェスト制度の目的と運用の流れを学び、インターネットに接続されたパソコンで、電子マニフェストのデモシステムを利用し排出事業者と収集運搬業者及び処分業者の操作体験を行い、操作性や利用のメリットを体験してもらうためのセミナー





令和5年度 松山市受託産業廃棄物処理実務者研修の開催 (産業廃棄物処理業者研修事業)

松山市受託の産業廃棄物処理業者育成事業である産業廃棄物処理実務者研修を、専門の講師を招き松山市の産業廃棄物処理業者を対象に下記の日程で開催しました。

○ 産業廃棄物処理実務者研修

開催日 令和5年10月20日(金)

開催場所 リジェール松山 (JA愛媛)

受講者数 23名

研修内容

① 開講挨拶

② 講義 「産業廃棄物処理の基礎」

(講師 全産連選任講師 岩田 隆 氏)



「松山市からの情報提供」

1) 適正な産業廃棄物の処理について

2) 廃棄物処理事業における労働安全衛生対策の強化について

(講師 松山市環境部廃棄物対策課)





2023年度 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の 許可申請に関する講習会の開催について

廃棄物処理法に規定された産業廃棄物処理業の許可申請等に必要な専門的知識・技能の修得のため、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが毎年実施している講習会が、今年度は、インターネットで講義を受講する「オンライン形式」と、会場で講義を受講する「対面形式」により開催されている。

なお、愛媛県の試験は松山市の「愛媛県県民文化会館2階真珠の間」及び「リジェール松山8階クリスタルホール」の2会場で、開催結果は以下の通り。

○対面形式開催 会場（リジェール松山）

試験日時 2023年9月13日（水）

講習会（課程） 特別管理産業廃棄物管理責任者講習

受講者数 63名

○オンライン形式開催 試験会場（リジェール松山）

試験日時 2023年9月14日（木）午前

講習会（課程） 産業廃棄物の処分課程（新規）

受講者数 31名

試験日時 2023年9月14日（木）午後

講習会（課程） 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分課程（更新）

受講者数 52名

試験日時 2023年9月15日（金）午前

講習会（課程） 産業廃棄物の収集・運搬課程（新規）

受講者数 58名

試験日時 2023年9月15日（金）午後

講習会（課程） 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程（更新）

受講者数 64名





令和5年度 顧問・行政懇談会の開催

令和5年10月2日ANAクラウンプラザホテル松山ルビールームにおいて、令和5年度顧問・行政懇談会を開催しました。出席者は、西山会長以下当協会理事監事、顧問の西原県議、西田県議、行政からは、愛媛県民環境部池田部長様外、松山市環境部中川副部長様外合計34名でした。

I 開会

II あいさつ

西山会長から、「昨今、温暖化の問題や3Rの問題であったりとか、世の中どんどんどんどん価値観が変わっております。特に温室効果ガスの問題では、世界各国が国を挙げて変わっておりますし、我々も当然その波を感じております。協会には愛媛県から貴重な補助金をいただいておりますことを、感謝申し上げたいと思います。我々の業界というのは中小企業が多いものですから、昨今の経済状況の中、経営環境が非常に厳しいものがあります。

そのような中、私どもえひめ産業資源循環協会は、全国47都道府県の中でも非常に会員数が多くて活発な議論をできる協会として自負をしております。特に災害に対する問題は、我々が全国の会長会議で、こういう協定を結んで準備をしているということ、広くアピールをしております。

今後とも我々にお力添えをいただければと思います。最後になりますが、今日お越しの顧問の先生方はじめ、愛媛県・松山市の皆様方には、大所高所からいろいろなアドバイス、そして、新しい価値観に向かって推進できるように、ご指導を賜れば幸いです。と開会のあいさつが行われました。



引き続き顧問を代表して西原県議会議員から「今年もこうしてですね、この会が開かれますこと本当に心強く思っております。

行政の仕事は、誰のためにするかっていうのが一番だと思っています。今日はこうして県の方松山市の方もいらっしゃってるから、この会では、両方お互いに連絡を取りながら、被災、災害が起こった時の被災者のためにどうするか、今回、県と市と協会と話をしていただくというのは、まことに良いことと思っておりますし、またそれを大いに行政の皆さん方にも使っていただきたいなと思っております。

先ほど会長からもありましたように、本当に価値観が変わっていく中で、被災をした災害を受けた皆さんのためにどう役に立つかどう役立てるかということを中心にみんなで考えていくことが一番肝要だと思っております。この会を通じていろいろなご意見も賜りながら、またその方向について、みんなで頑張っていたら、幸いかなと思っております。有意義な時間を過ごしていただきますことを、心からお願い申し上げまして、ごあいさつにさせていただきます。」とのあいさつをいただきました。



引き続き行政を代表して池田県民環境部長から「今日は皆様と廃棄物に係る諸課題につきまして、意見交換できる有意義な場を設けていただき、誠にありがとうございます。貴協会におかれましては、産業廃棄物の適正処理や優良な処理業者の育成を継続され、産業廃棄物業界の健全な発展と循環型社会の構築にご尽力されておりますことに、県といたしましても大変心強く思っているところでございます。さて、この後の協議事項を拝見いたしますと、災害廃棄物が議題となっております。今年もたび重なる台風の襲来や線状降水帯の発生など、自然災害が各地に多大な被害をもたらす、これらの災害による災害廃棄物への対応が大きな課題となっております。そのため県におきましては、令和元年度から継続して災害廃棄物処理の図上訓練を実施

しておりますが、さらに実効性を高めるため、11月に環境省が主導で実施する災害廃棄物仮置場の設置運営に関する実働訓練には、貴協会の方々とともに、本県も参画し、多くの学びを得たいと考えておりますので、引き続きご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。」とのあいさつをいただきました。



Ⅲ 出席者紹介（自己紹介）

Ⅳ 行政提供情報（愛媛県）

1 ひめボス宣言事業所認証制度について

皆様ご案内の通り、本県でも人口減少が進んでおりまして、このまま何も対策をしなければという前提にはなりますが、今後40年間で今の県の人口が130万人程度ですけれどもそれが4割減ということで、78万人まで減少するという試算になっております。これに伴いまして、労働力人口や消費も衰退が進み、同じく40年後には、15歳から64歳の生産年齢人口は現在と比べて半減、消費につきましては、現在の松山市の小売業商品販売額を上回る約6200億円分が失われるとされております。

特に人手不足等につきましては実感されている方も多いと思っておりますが、人口減少や少子化というものは、県内の企業・事業者にとっても大きな課題でございます。

そこで皆さんとも危機感を共有し、仕事と家庭の両立支援や女性活躍に積極的に取り組んでいただき、男女問わず、選択される魅力的な会社に変革していただくことが県としても重要と考えております。

このため県ではこのような企業を強力に後押しするために、従来の「ひめボス宣言制度」と「えひめ仕事と家庭の両立応援企業認証制度」の2つの制度を統合いたしまして、奨励金制度を含みます「ひめボス宣言事業所認証制度」に全面リニューアルいたしまして、今年の8月1日から申請の受け付けを開始したところです。

今回の新制度につきましては、基本認証と、より高い要件のスーパープレミアム認証の2段階構えとしております。

まず基本認証でございますが、事業主による宣言や、関係法律に基づく行動計画など、4つの要件を満たした事業所を認証することとしております。

この基本認証が今回の新制度のすべての基礎ということになりますので、企業や事業者様におかれましては、この基本認証の取得をお願いしたいと考えております。

また、奨励金制度を設けており、基本認証を取得のうえ、奨励金の申請要件を達成いただきますと、最大20万円の奨励金を支給することとしております。

次に、上位認証スーパープレミアム認証ですが、女性活躍の分野では従業員の規模によって2つ又は3つの要件を満たしていただき、更に2つの必須要件を満たしていただければ、100万円の奨励金を支給することとしております。

なお、奨励金につきましては、1事業所当たり1回限り、対象は原則として常時雇用する従業員が20人以上300人以下の企業を想定しておりますけれども、20人未満でありましても、統合前の先ほどの2つの制度で宣言

や認証を取得されている企業につきましては、支給対象とさせていただきます。制度の概要については以上でございます。

先ほど、まずは基本認証をとということでお願いしましたが、4つある要件のうち法律に基づく事業主行動計画につきましては、従業員101人以上の企業は、策定が義務化されておりますことから、現在はこれらの企業を中心にご案内しているところでございます。一方で、未策定の場合におきましても、この届け出自体が1枚程度の行動計画のみになりますので、是非策定をしていただき、基本認証の取得をお願いしたいと思います。

またこちらから個別に訪問してご説明をさせていただけたらと思いますので、その際にはご対応をお願いしたいほか、制度の詳しい内容や申請方法等について、お気軽に事務局にご連絡いただければ、私どもが参りましてご説明申し上げます。また子会社やグループ会社等も含めてご検討いただくなど、制度の普及にご協力をお願いいたします。

最後になりますけれども、このまま人口減少が進めば、雇用に大きな影響を生じ、県内企業の皆さまにとりましても経営基盤を揺るがしかねないということになると思います。

できるだけ多くの企業がこの認証制度にご参画いただき、オール愛媛で人口減少・少子化対策に立ち向かっていけるよう、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

2 最終処分場跡地指定について

最終処分場の跡地、これは皆様方よくご存知のことと思いますが改めてこの廃止された産廃や一廃の最終処分場のことを言いますが、県内で82ヶ所の跡地を把握しているところでございます。

この跡地はそのままの状態であれば安定処理されており、環境保全上の問題が生じるおそれはありませんが宅地造成や工作物の設置、

開墾等の土地の形質変更が行われると、地下の廃棄物が攪拌されたり、酸素が供給されたりすることで、発酵や分解が進行し、ガスや汚水が発生するなど、生活環境保全上の支障が生じるおそれがございます。

そこで形質変更が行われることで、環境保全上の支障が生じるおそれのある跡地は知事が区域指定し、その区域内で土地の形質を変更しようとするものは、事前に届け出を行い、国のガイドラインに基づく県の指導を受けるということになっております。

本県では、現在までに54件の指定を行いまして、今年度さらに28件の指定を行う準備を進めております。これによりまして県が把握している跡地82ヶ所のすべてについて指定を完了する予定となっております。

これまで、知事の指定を受けていない跡地についても、事業者のご理解のもと、指定されている跡地と同様に対応を行っていただいているところですが、指定を完了した時は、すべての跡地について届け出を行い、必要な対応を行うことが法定の義務となりますことから、跡地を利用するときは、ご理解いただけたらと思っております。

V 災害廃棄物仮置場設置運営訓練に対する協会の取り組み状況について

令和5年11月21日（火）に、新居浜市において実施される災害廃棄物仮置場設置運営訓練に対する協会の取り組み状況について、加藤副会長（西条地区長）から、昨年度徳島県阿波市で開催された状況、新居浜市での準備状況、えひめ産業資源循環協会会員の役割について説明をさせていただきました。



VI 協議議題

1 災害廃棄物対策への対応について

(1) 実災害発生時の対応について

実災害発生時の対応についてということで、実災害においては、先ほどご説明させていただきました訓練ですね、こういった訓練を通じて得られた知見を参考にして、災害廃棄物の仮置場運営が、円滑に機能するように、我々協会が対応させていただくわけですが、こういったことが円滑に機能するために、まずはその災害の想定、それから資機材の調達方法、収集運搬、そして一廃であるとか産廃ですね、こういった処理先の選定などについて、平時からご検討と情報共有を、要望をいたします。

特に西日本豪雨災害の状況をかながみると、これも一次仮置場を設置しても、勝手仮置場というのがいろんなとこにできて、なかなか災害復旧のための廃棄物の円滑な処理ができないというようなことがあって、こういった勝手仮置場から一次仮置場への運搬に対する要望が多く出てきました。

こういった点も含めて、平時から当協会と行政各機関の方と、情報交換なり共有を、させていただきたいと要望いたします。

《愛媛県》

お話いただきましたように、災害廃棄物処理については、迅速、円滑に行動するためには、平時からの情報共有が大変大切になって参ります。

災害廃棄物処理は、市町村が実施主体であり、資機材の調達先ですとか、処理先の選定も、まず一義的には市町が行います。

災害廃棄物処理体制の強化のため、市町と協会支部との間で、具体的な協力支援体制について情報交換が一層進みますよう、県からも、後押しして参りたいと思います。

《松山市》

本市としても、発災時に災害廃棄物の仮置場を円滑に設置し適切に運営するためには、平時からの準備が重要であると認識しております。

本市では松山市災害廃棄物処理計画を作成し、迅速な対応ができるよう、仮置場の設置手順や運営管理方法など、具体的な取り組み項目をまとめております。

災害廃棄物の対応については、愛媛県が主催する訓練や研修会等の機会を通じて、協会の皆様とも随時情報共有させていただきたいと考えていますので、どうぞよろしく願いいたします。

(2) 各市町への水平展開について

2項目目の各市町への水平展開についてということですが、先程来ご説明しております通り、新居浜市で今年度仮置場設置運営訓練を実施します。

自然災害というのは、いつどこで発生してもおかしくない状況で、毎年、いろんなところで災害が起こっているのを皆さんもご承知の通りだと思います。

昨年度四国内で唯一、環境省のモデル事業を活用して阿波市で仮置場設置運営訓練を実施した徳島県では、今年度、県、町の支援でもって、9月1日の防災の日に合わせて、海陽町で仮置場設置運営訓練が実施されております。

愛媛県におきましても、今後も継続した仮置場設置運営訓練が、各市町にて実施できますよう、これまで同様関係省庁への協議並び

に市町へのご支援をお願いしたいと思います。

これも皆さんご承知の通り訓練というのは一過性で終わらせるのではなく、定期的に訓練を行い、ブラッシュアップを図りながら、いろんな問題があればそれを改善に向けてPDCAのサイクルをまわしていくというのが絶対必要になってくると思います。

そんなところで連携であるとか情報共有であるとかの、いろんな問題点も見えてくるんじゃないかと思います。そういうことを是非念頭に置いて、今後ともご支援ご指導をお願いしたいと思います。

《愛媛県》

今お話しいただいた通り、本年度、環境省が事務局を務める、災害廃棄物対策四国ブロック協議会主催の事業として、新居浜市において災害廃棄物仮置場運営に係る実地訓練が開催される予定でございます。

協会の方からも全面的なご協力いただき、大変心強く思っております。

愛媛県では令和元年度から県と市町職員を主な対象とした「災害廃棄物処理に係る図上訓練」を毎年度実施して参りました。

訓練に参加した市町職員からも、図上訓練だけではなく、実地訓練を望む声がありました。

今回、協会の皆様からもご要望いただきましたので、今年度の図上訓練と、新居浜市での実地訓練の実施結果や、他県での訓練も参考にしながら、来年度の訓練の実施方法について、検討して参りたいと考えております。

《松山市》

仮置場設置訓練について本市で開催したことはございませんが、実地での訓練は現場での動きを事前に確認し、問題を把握するため、非常に重要であると考えています。

他の自治体の実績や県内での訓練を参考にさせていただきながら、今後開催に向けて検討していきたいと考えております。

(3) 災害時の産業廃棄物の搬入手続きの緩和

について

災害廃棄物の産業廃棄物最終処分場への受け入れにつきましては、災害廃棄物が一般廃棄物に区分されますことから、廃棄物処理法第15条の2の5に基づきまして、特例措置を適用する届け出手続きが求められております。

しかしその手続きには政省令で市町村から災害廃棄物の処理を委託されたことを示す書類、具体的には委託契約書など、多くの書類を添付する必要があります。災害という切羽詰まった状況下におきまして、自社の被害対応を行うとともに、先程来お話がありました仮置場設置などの地元支援、さらには被災せず通常通り稼働している取引先等からの産業廃棄物の受け入れなど、業務が輻輳する中、新たな手続きを行うとなるといたずらに時間が経過し、被災地の廃棄物処理に支障をきたす恐れもあります。

法律には非常災害時であればこの届出は事後でもよいとされておりますが、この非常災害時の特例につきましては、災害ごとに環境省から発出される通知があつて初めて適用されるものとなってございまして、西日本豪雨災害のような大規模災害であればともかく、線状降水帯によるような局地的な災害に速やかに適用していただけるかどうかの懸念もございまして。

この問題につきましては、私どもの全国団体でございます公益社団法人全国産業資源循環連合会において、手続きの免除や簡素化につきまして、環境省に対して要望させていただいておりますけれども、許認可権をお持ちの地元行政におかれましては、手続きの簡素化などにつきまして、ご配慮いただきますようお願いできたらと考えております。

《愛媛県》

安定型最終処分場に係るこの規定は、平成27年度の法改正により設けられたものでございますが、先ほどお話いただきましたように、

平時に手続きを済ますことができる規定に改善されれば、災害時に速やかに処理が始められます。

県からも国に対し、迅速で効率的な災害廃棄物処理体制の整備のため、制度の改善を要望して参りたいと考えております。

2 安定型最終処分場の取扱いについて

産業廃棄物の最終処分場につきまして周辺環境における影響への配慮などの観点から、全国的に新設の際等には、安定型最終処分場ではなく、管理型最終処分場へという方向性にあることは承知しております。

協会としても、安定型最終処分場への本来管理型最終処分場に持ち込まれるべき品目の混入や、環境リスクの回避という観点からも、この方向性については十分理解しているところです。

しかし一方で、がれき・ゴムくず・金属くず・廃プラスチック類・ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずの、本来安定型処分場で処分すべき廃棄物も、厳然として大量に廃棄されている実態もあります。

この状況下で安定型最終処分場の新設や増設に対する現時点での行政の基本的なスタンスについてお考えを聞かせていただければと思います。

《愛媛県》

県は安定型最終処分場や管理型最終処分場の設置許可について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び愛媛県産業廃棄物適正処理指導要綱に定められた手続きにより、構造基準や生活環境保全上の支障の有無等を審査し、許可基準等を満たす施設については、設置を許可することとしております。

県としては、新設や増設される最終処分場を管理型最終処分場にするよう指導することはありません。

また、安定型最終処分場を厳しく審査する

ということもありません。

3 県外産廃の今後について

県外産業廃棄物の今後についてということで、趣旨としては令和2年の行政懇談会におきまして、愛媛県の産業廃棄物適正処理指導要綱に基づく域外産業廃棄物の流入規制の緩和について要望させていただいたところ、県外から搬入される産業廃棄物による不法投棄や、不適正処理の未然防止に加えて、地域における二酸化炭素の排出削減にも寄与するものであり、現在のところ、制度を見直す考えはないというご回答をいただきました。

当協会としても、特に県外産業廃棄物による不法投棄や不適正処理の未然防止という流入規制の目的は十分に理解するものであります。

ただ、昨今、再資源化に大きくシフトした産業廃棄物を取り巻く情勢の変化の中、全国産業資源循環連合会等で県外の会員との交流や情報交換の場で、四国以外では、県を跨いで活発に産業廃棄物の排出や受け入れが行われているという話もあり、今年度には、他県自治体から県外産業廃棄物の受け入れの事前協議が容易に認められることを前提とした受け入れ可否の紹介もありました。

このような状況を踏まえ、愛媛県産業廃棄物適正処理指導要綱に基づく、県外産業廃棄物の受け入れの事前協議への対応状況など、県外産業廃棄物の受け入れについて、現段階での行政の基本的なスタンスをご教示いただきたく、この質問をさせていただきます。

《愛媛県》

本県において、県外産業廃棄物の搬入については、県内の最終処分場の安定確保や、県外から搬入される産業廃棄物による不法投棄や不適正処理の未然防止のため、平成3年8月に愛媛県産業廃棄物適正処理指導要綱を制定し、原則禁止しています。

この制度は、県民の安全安心の確保にも繋

がるものであることから、制度を見直す考えは今のところありません。

《松山市》

松山市です。本市も愛媛県と同様に、県外産業廃棄物の搬入を原則禁止させていただいております。愛媛県の見解と同じく、最終処分場の安定確保、県外から搬入される産業廃棄物による不法投棄や不適正処理の未然防止に寄与しているものと考えており、取り扱いにつきましてご理解いただくようお願い申し上げます。

報告には割愛させていただきましたが、今回の懇談会では、災害廃棄物対策への対応についての協議議題を中心に、活発な意見交換が行われました。

最後に顧問から、「災害時の話、大変重要だと思います。先日のテレビで、平和を求めらるならば備えようという話がありました。平和という言葉が安全と安心に変えれば、備えが必要なんですね。今、どういうことに備えなければならないか、行政と協会の皆さん方がどういった協力を行えるか、チームで取り組むという形に今から準備をしておかなければならないことだと思います。大いにこの懇談会での成果というものを期待したい。」など懇談会に対するご意見をいただきました。

VII 閉 会

